

大規模事故編

《大規模事故編 目次》

第1章 総論	167
第1節 計画の目的等	167
第1 計画の目的	167
第2 計画の対象	167
第3 計画の修正等	167
第4 他の計画との関係	167
第5 計画の基本的考え方	167
第2節 大規模事故への体制	168
第1 町の活動体制	168
第2 災害救助法の適用	169
第2章 大規模事故対策計画	170
第1節 大規模火災対策計画	170
第1 予防計画	170
第2 応急対策計画	171
第2節 林野火災対策計画	172
第1 予防計画	172
第2 応急対策計画	172
第3節 危険物等災害対策計画	174
第1 予防計画	174
第2 応急対策計画	175
第4節 航空機災害対策計画	177
第1 予防計画	177
第2 応急対策計画	177
第5節 道路災害対策計画	179
第1 予防計画	179
第2 応急対策計画	179
第6節 放射性物質事故対策計画	181
第1 予防計画	182
第2 応急対策計画	183
第3 復旧計画	186
第7節 大規模停電対策計画	187
第1 予防計画	187
第2 応急対策計画	187

第1章 総 論

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

近年の社会基盤の整備や産業の高度化等により、自然災害だけでなく、社会的な原因による事故災害が発生し、住民の生活に多大な影響を及ぼす危険性が増大している。

長柄町内及び周辺は、上空が航空路となっていることなどから、航空機事故等が発生するおそれがある。また、大規模施設の立地や土地利用の多様化に伴う大規模火災などに対する防災対策の一層の充実強化が求められている。

本計画は、これらの事故災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的にそれぞれの事故災害に対応した基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。

なお、この計画に定められていないものについては、地震編に準ずるものとする。

第2 計画の対象

本計画の対象は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える以下の災害である。

〈対象とする事故災害〉

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 大規模火災 | (2) 林野火災 |
| (3) 危険物等災害 | (4) 航空機災害 |
| (5) 道路災害 | (6) 放射性物質事故 |
| (7) 大規模停電 | |

第3 計画の修正等

総則編 第1節「第3 計画の修正等」に準ずる。

第4 他の計画との関係

総則編 第1節「第4 他の計画との関係」に準ずる。

第5 計画の基本的考え方

総則編「第2節 計画の基本的考え方」に準ずる。

第2節 大規模事故への体制

大規模事故災害への対応は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防及び警察が当たるが、事故による被害が甚大な場合、周辺住民等に影響を及ぼすおそれがある場合は、町及び防災関係機関が協力して必要な対応を行う。

なお、各防災関係機関の所掌業務は、総則編「第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第1 町の活動体制

1. 事故本部設置前の体制

町長（総務課）は、事故災害による被害が発生し、又は発生が予想され、必要と認めるときは、情報収集体制、災害注意体制又は災害警戒体制をとり、必要な職員を配備する。

なお、職員の動員、警戒活動は、地震編に準ずる。

【地震編 第3章 第1節「第1 町職員の配備」参照】

2. 事故対策本部の設置

町長（総務課）は、事故災害により重大な被害が発生し、必要と認めるときは、事故災害対策本部を設置し、必要な職員を配備する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営並びに配備体制は、災害対策本部に準ずる。

【地震編 第3章 第1節「第2 町災害対策本部の設置」参照】

3. 現地調整所の設置

災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認める場合、町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は県と連携して現地調整所を速やかに設置する。

4. 情報収集・報告

町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

〈消防庁への報告要領〉

- | |
|---|
| <p>(1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）が発生した場合は、県に加えて消防庁にも報告</p> <p>(2) 通信の途絶等により県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁へ変更</p> <p>(3) 119番通報の殺到状況時には、その状況を消防庁及び県に報告</p> |
|---|

第 1 章 第 2 節 大規模事故への体制

〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉

火災等直接即報	建 物 火 災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交 通 機 関 の 火 災	(1) 航空機火災 (2) タンカー火災 (3) 社会的影響度が高い船舶火災 (4) トンネル内車両火災 (5) 列車火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が 5 名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等 (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原 子 力 災 害 等	(1) 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏洩 (2) 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 (3) 基準以上の放射線が検出される等の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏洩があったもの
	そ の 他 特 定 の 事 故	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
救 急 ・ 救 助 事 故		死者、負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャックによる救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第 2 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震編に定めるところによる。

なお、大規模事故時は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第 4 号）に適用される。

【地震編 第 3 章「第 21 節 災害救助法適用事務計画」参照】

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	企画財政課、産業振興課、建設環境課、生涯学習課、長生郡市広域消防本部
第2 応急対策計画	総務部、管財経理部、公安部、長生郡市広域消防本部、消防団、茂原警察署

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第1 予防計画

1. 出火防止、初期消火の普及

地震編 第2章 第3節「第1 地震火災の防止」に準ずる。

2. 不燃化の促進

地震編 第2章 第3節「第2 防災空間の整備・拡大」に準ずる。

3. 防災空間の整備・拡大

地震編 第2章 第3節「第2 防災空間の整備・拡大」に準ずる。

4. 大規模建築物等の防火促進

(1) 多数の者を収容する建築物

長生郡市広域消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ 消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 大規模建築物の防火対策

長生郡市広域消防本部は、大規模建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記「多数の者を収容する建築物」の防火対策に加え下記事項について指導する。

ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進

① 高水準消防防災設備の整備

② 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

③ 防災センターの整備

イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

5. 文化財の防火対策

地震編 第2章 第11節「第4 文化財保護対策の推進」に準ずる。

6. 消防体制・施設の整備

地震編 第2章 第4節「第1 消防体制・施設の強化」に準ずる。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

町（総務部）及び長生郡市広域消防本部は、火災の状況に応じた職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとり、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

町（総務部）及び長生郡市広域消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

長生郡市広域消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

長生郡市広域消防本部は、火災現場の救助活動を行い、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

5. 交通対策

警察署は各道路管理者と連携し、火災現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制を適切に実施する。

6. 避難

火災の拡大等により危険が予想される地区に対し、町（総務部）は必要に応じて避難指示の発令又は警戒区域の設定を行い、長生郡市広域消防本部は必要に応じて警戒区域の設定を行う。

警察署は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報活動

町（管財経理部）は、火災の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、防災メール等により広報する。

8. 遺体の収容

町（公安部）は、警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

第2節 林野火災対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	総務課、産業振興課、長生郡市広域消防本部
第2 応急対策計画	総務部、管財経理部、長生郡市広域消防本部、消防団、茂原警察署

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがある。そこで、林野火災に対する対策について定める。

第1 予防計画

1. 広報宣伝

長生郡市広域消防本部及び町（総務課）は、次の方法により林野火災の予防に関する広報を行う。

- ① テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、防災行政無線、回覧板等の各種広報などによる住民への注意
- ② 学校教育における児童・生徒への指導
- ③ 山火事予防運動の実施

2. 法令による規制

長生郡市広域消防本部及び町（総務課）は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

- ① 長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）
- ② 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）
- ③ 火入れの許可制の励行（森林法第21、22条）

3. 予防施設の設置

長生郡市広域消防本部は、ハイカー及び林業労働者に携帯用吸いがら入れの保持の徹底を図る。

4. 林野等の整備

町（産業振興課）は、火災の危険性が高い林野等の林道の整備と維持管理、既設の防火線の効果維持のため下刈り等を行う。

5. 林野火災特別地域対策事業

町（産業振興課）は、林野火災特別地域に指定された場合、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

6. 消防計画図の作成等

長生郡市広域消防本部は、消防計画のなかにも、林野火災消防計画を取り入れる。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

町（総務班）は、林野火災の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携をとる。

2. 情報収集・伝達体制

町（総務班）は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた直ちに範囲から県に報告する。

3. 消防活動

長生郡市広域消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確保するほか、利用可能な自然水利を活用する。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターによる空中消火の支援や延焼阻止線を設定するなど火災の拡大防止措置に努める。空中消火は、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材等を用い、また、自衛隊航空機等による支援を得て行う。

4. 救急救助

長生郡市広域消防本部は、火災現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。また、孤立した者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を県に要請する。

5. 立入規制

警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

6. 避難

町（総務部）は、火災が拡大し危険な区域に対して避難指示を行い、安全な地域に避難所等を開設する。

消防団等は、避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難指示及び避難誘導について協力する。

7. 広報活動

町（管財経理部）は、火災発生状況や地域への影響等について、同報系防災行政無線、防災メール等による広報する。

第3節 危険物等災害対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	長生郡市広域消防本部、長生保健所、事業所
第2 応急対策計画	総務部、管財経理部、長生保健所、長生郡市広域消防本部、長生郡市広域水道部、茂原警察署、事業所

本節では、石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策並びに特別防災区域における災害に伴う周辺地域の防災対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、「第4節 道路災害対策計画」の定めるところによる。

また、危険物等とは次のものをいう。

〈危険物等の種類〉

- | |
|---|
| (1) 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの
(例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
(2) 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているもの
(例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
(3) 高圧ガス：高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
(例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
(4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの
(例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など
(5) 指定可燃物：危険物の規制に関する政令第1条の12に規定されているもの
(例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など |
|---|

第1 予防計画

1. 危険物事故対策

(1) 消防の対策

長生郡市広域消防本部は、消防法に基づく危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転などの規制措置をとる。

また、危険物施設の現状把握及び的確な防災計画の策定、事業所等への監督指導の強化、事業所ごとの火災防災計画の作成及び隣接防災消防体制の強化、危険物関係職員等に対する防災教育等を推進する。

(2) 事業所等の対策

危険物事業所は、消防法等を遵守して危険物の災害予防措置に万全を期する。また、危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所は、その規模に応じて危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員を選任し、保安管理を徹底する。

また、自主的保安体制の確立、従業員教育、事業所相互の協力体制の確保を推進するほか、大規模な危険物施設を有する事業所等は、周辺住民の安全を確保するための防火壁等の設置を検討する。

2. 高圧ガス事故対策

(1) 県及び消防の対策

県及び長生郡市広域消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。また、保有する防災資機材の報告を求め、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。その他、事業所等に対する保安教育、定期的な防災訓練に努める。

(2) 事業所の対策

高圧ガス事業所は、防災組織、通報体制、緊急動員体制、相互応援体制を確立し、また、防災資機材を整備し、従業員等の保全教育や防災訓練を推進する。

3. 火薬類事故対策

(1) 県及び関係団体の対策

県及び火薬類関係団体は、火薬類関係施設の事業者に対して火薬類の取り扱いに関する防災知識の啓発等を行う。

(2) 事業所の対策

火薬類関係施設事業所は、警戒体制や防災体制を整備し、また、防災組織、通報体制、緊急動員体制及び相互応援体制を確立し、従業員の安全教育や防災訓練を推進する。

4. 毒物劇物事故対策

(1) 県の対策

県（長生保健所）は、毒物劇物の製造業者及び輸入業者等に立入検査し、法令厳守や事故の未然防止措置や事故時の適切な対応について指導する。

(2) 事業所の対策

毒物劇物の製造業者、輸入業者、販売業者等は、取扱責任者の設置、管理体制の整備、施設の保守点検、作業員の教育訓練等を実施し、危害防止を図る。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

町（総務部）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

町（総務部）及び長生郡市広域消防本部は、被災現地への職員派遣等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

長生郡市広域消防本部は速やかに事故の状況を把握し、迅速に危険物等火災の性状に応じた消防活動を行うとともに、延焼や汚染の拡大防止に努める。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消防活動の応援や防災資機材の調達について協力を要請する。

4. 救急救助

長生郡市広域消防本部は、事故現場の救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送す

る。また、必要に応じて警察署等に協力を要請する。

5. 交通対策

警察署は道路管理者と連携し、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路警戒を適切に実施する。

6. 避難

火災の拡大、有毒物質の拡散等により危険が予想される地区に対し、町（総務部）は必要に応じて避難指示の発令又は警戒区域の設定を行い、長生郡市広域消防本部は必要に応じて警戒区域の設定を行う。

警察署は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報

町（総務部、管財経理部）は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、防災メール等により広報する。

8. 水道汚染対策

長生保健所は、毒物劇物等が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合、長生郡市広域水道部に通報する。また、長生郡市広域水道部は、汚染防止対策等を講じる。

9. その他の対策

事故が発生した事業所は、状況に応じて次の対策を講じる。

(1) 危険物を取り扱う事業所

各種防災設備を有効活用した迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとるほか、従業員等の安全を確保する。

(2) 高圧ガスを取り扱う事業所

高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講じ、防災資機材が不足する場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

また、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

(3) 火薬類を取り扱う事業所

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(4) 毒物劇物製造者及び輸入業者等

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合、長生保健所、警察署、長生郡市広域消防本部に通報するとともに、自ら定める災害防止規定等に基づき、漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

第4節 航空機災害対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	総務課、長生郡市広域消防本部
第2 応急対策計画	総務部、管財経理部、公安部、長生郡市広域消防本部、茂原警察署

成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいい、本町は含まれない。）以外の区域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、また、発生するおそれのある場合に、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、予防計画及び応急計画を定める。

第1 予防計画

町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、災害発生時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

第2 応急対策計画

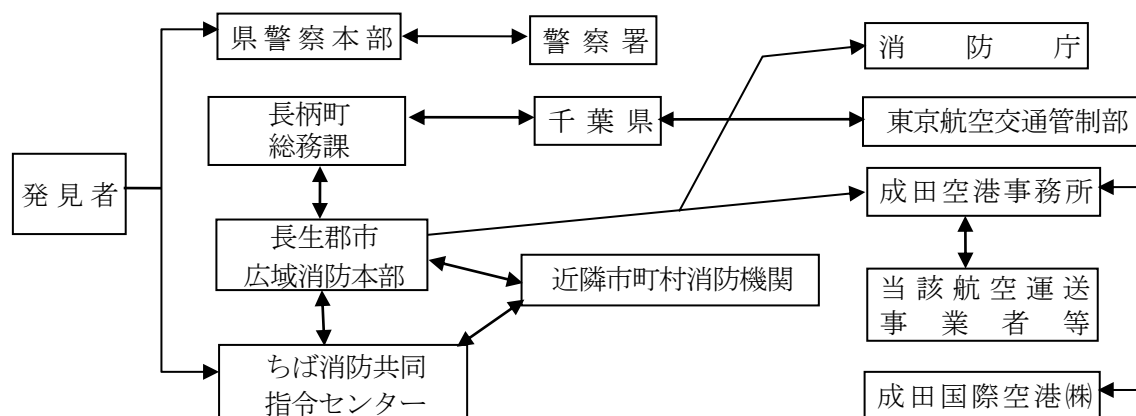
1. 応急活動体制

町（総務部）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

町（総務部）及び長生郡市広域消防本部は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。



（成田国際空港区域周辺以外で事故が発生した場合の情報受伝達ルート）

3. 消防活動

長生郡市広域消防本部は、近隣消防機関、警察と協力し、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を行う。また、消防活動を行うため火災警戒区域を設定する。

さらに、必要に応じて他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

長生郡市広域消防本部は、災害現場における救助活動を行い、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、負傷者が多数の場合は災害現場に医療救護所を設置し、(一社)茂原市長生郡医師会、(一社)茂原市長生郡歯科医師会、(公社)千葉県医師会、(一社)千葉県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

5. 交通対策

警察署は道路管理者と連携し、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

6. 避難

火災の拡大等により危険が予想される地区に対し、町(総務部)は必要に応じて避難指示の発令又は警戒区域の設定を行い、長生郡市広域消防本部は必要に応じて警戒区域の設定を行う。

警察署は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報活動

町(総務部、管財経理部)は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、防災メール等により広報する。

8. 遺体の収容

町(公安部)は警察署と連携して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

9. 防疫

町(公安部)は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と連携し、地震編 第3章「第14節 保健活動・防疫計画」に準ずる防疫活動を実施する。

第5節 道路災害対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	建設環境課、長生土木事務所、東日本高速道路（株）、県トラック協会
第2 応急対策計画	総務部、技術部、管財経理部、公安部、長生郡市広域消防本部、茂原警察署、長生土木事務所、東日本高速道路（株）、輸送事業者

多数の死傷者を伴う道路災害に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

第1 予防計画

1. 危険箇所の把握・改修

道路管理者（町建設環境課、県長生土木事務所、東日本高速道路株式会社）は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し、監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

2. 危険物等積載車の災害予防

県トラック協会（長夷支部）は、危険物等を積載する輸送事業者に対して、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するよう周知する。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

町（総務部）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報収集・伝達体制

町（総務部）及び長生郡市広域消防本部は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 消防活動

危険物等積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際に講ずべき措置を伝達する。また、道路管理者（町技術部、県長生土木事務所、東日本高速道路株式会社）と協力して危険物の防除活動を実施する。

長生郡市広域消防本部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

4. 救急救助

長生郡市広域消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

5. 交通対策

警察署及び道路管理者は、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

6. 避難

町（総務部）及び長生郡市広域消防本部は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案して、被害が予想される範囲に立ち入り禁止区域を設定する。

また、町（総務部）は、被害が予想される範囲の居住者等に避難指示を行う。

警察署は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

7. 広報活動

町（総務部、管財経理部）は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、防災メール等により広報する。

8. 遺体の収容

町（公安部）は警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体の収容を行う。

第6節 放射性物質事故対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	総務課、建設環境課、福祉課、学校教育課、長生都市広域消防本部
第2 応急対策計画	総務部、管財経理部、技術部、経済部、長生都市広域消防本部、長生都市広域水道部、県、長生保健所、事業所
第3 復旧計画	管財経理部、公安部、技術部、経済部、各部、県、長生都市広域水道部、事業者

1. 基本方針

町内には、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所はなく、原子力規制委員会の原子力災害対策指針（以下「対策指針」という。）に基づく原子力事業所からの「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」にも入っていない。

一方、町内には核燃料物質や放射性同位元素等を使用する事業所が存在しないが、町内に核燃料物質等を積載する車輛が通過したり、東京湾を原子力艦が通行することが予想され、これらの施設や輸送中において事故が発生する可能性がある。

なお、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）、放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況把握は国の所掌事項で、町及び県は核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、福島第一原子力発電所での事故に起因する放射性物質の拡散により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。さらに、県内でも局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じた。

これらを踏まえ、本計画に放射性物質事故を想定した予防対策や災害応急対策を定める。

〈用語の定義〉

核 原 料 物 質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
核 燃 料 物 質	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
放 射 性 同 位 元 素	放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
原 子 力 事 業 所	原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所
核 燃 料 物 質 使 用 事 業 所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
核 原 料 物 質 使 用 事 業 所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放 射 性 同 位 元 素 等 使 用 事 業 所	放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放 射 性 物 質 取 扱 事 業 所	原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

2. 放射性物質事故の想定

千葉県地域防災計画に準じ、放射性物質事故を次のように想定する。

- (1) 町内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている放射性物質の種類及び量を考慮すると、町内で大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。
なお、町内には核燃料物質使用事業所は存在しない。
- (2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。
- (3) 近隣の茨城県等に立地する原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。
- (4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

第1 予防計画

1. 放射性物質取扱施設の把握

長生郡市広域消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2. 情報の収集・伝達

町（総務課）、長生郡市広域消防本部及び県は、国、警察、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・伝達体制を確保する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

3. 応急活動体制の整備

町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

また、町（建設環境課）、警察及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

4. 放射線モニタリング体制の整備

町（建設環境課）は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備する。

5. 退避誘導体制の整備

町（総務課）は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平時から地域住民及び自治会・自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

町（福祉課、学校教育課）は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等についても十分配慮する。

6. 防災教育・防災訓練の実施

県、町（総務課）及び長生郡市広域消防本部は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するほか、住民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及に努める。また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

7. 放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防、警察、町、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

町（総務部）及び長生郡市広域消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

2. 情報の収集・伝達体制

(1) 放射性物質取扱事業所での事故

事業所において放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、放射性物質取扱事業所の事業者は国、県、長生郡市広域消防本部、警察などの関係機関に速やかに以下の事項を通報するとともに、事故の状況について随時連絡する。

① 事故発生の時刻	② 事故発生の場所及び施設
③ 事故の状況	④ 放射性物質の放出に関する情報
⑤ 予想される被害の範囲及び程度等	⑥ その他必要と認める事項

(2) 放射性物質の事業所外運搬中の事故

核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第の規定により通報すべき事象）が発生した場合、原子力防災管理者は直ちに国、県、長生郡市広域消防本部、警察に前項①～⑥の事項を通報する。

3. 事業者による応急対策活動

(1) 放射性物質取扱事業所における事故

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講じる。

(2) 放射性物質の事業所外運搬における事故

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことで、原子力災害の発生の防止を図る。

また、直ちに必要な要員を現場に派遣し、必要に応じて他の原子力事業者等に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行う。さらに、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行う。

4. 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合、当該事業者は従事者の安全を確保すると

ともに、迅速に消火活動を行う。

長生郡市広域消防本部は、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

5. 緊急時のモニタリング等活動

(1) 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の専門家等の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

モニタリング項目は次のとおりである。

① 大気汚染調査	② 水質調査
③ 土壌調査	④ 農林水産物への影響調査
⑤ 食物の流通状況調査	⑥ 市場流通食品等検査
⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査	⑧ 廃棄物調査

(2) 町の措置

町（技術部、経済部）及び長生郡市広域水道部は、公共施設等の空間放射線量、水道水、農業集落排水処理汚泥、廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

6. 防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の「O I L（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認める場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に連絡し、必要に応じて退避・避難を要請する。

町（総務部）は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置をとる。

7. 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

県、町（経済部）及び長生郡市広域水道部は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

8. 広報活動

町（管財経理部、総務部）は、モニタリング結果等をホームページ、広報紙で提供するとともに、問い合わせ窓口を設置し、相談活動を行う。

第2章 第6節 放射性物質事故対策計画

〈参考 O I L と防護措置について（原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）〉

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/ cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A の G S G - 2 における O I L 6 を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 I A E A では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である O I L 3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

9. 緊急輸送

県は、関係機関と相互に連携し、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応する。また、必要に応じ、航空応援の要請を行う。

10. 医療対策

県は、長生保健所に健康相談窓口を開設し、必要に応じて外部被ばく体表面汚染測定可能医療機関の紹介等を行う。また、必要に応じて国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。

11. 広域避難

(1) 町外への広域避難

町本部長（総務部）は、避難者を町外に一時滞在させる必要がある場合、県内の他市町村長又は知事に一時滞在の協議、要請を行う。また、受入れが決定した場合は、県に避難者の輸送等の支援を要請する。

受入後は、受入先の市町村と連携して避難者の居所を把握し、被災者台帳等を活用して避難者の支援を円滑かつ効果的に実施する。

(2) 町外からの広域避難者の受入れ

町（総務部、技術部）は、他市町村や県から避難者の一時滞在の要請を受けた場合、当該避難者を受け入れ、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等により一時滞在施設を確保する。

また、避難元の市町村等と連携して避難者への支援を行う

第3 復旧計画

1. 汚染された土壌等の除去等の措置

県及び町（関係各部）は、国の指示、法令等に基づき、それぞれが所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

2. 各種制限措置等の解除

県及び町（経済部）及び長生郡市広域水道部等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3. 住民の健康管理

県及び町（公安部）は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4. 風評被害対策

県は、国及び町（管財経理部）等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5. 廃棄物等の適正な処理

県は、国及び町（技術部）等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

第7節 大規模停電対策計画

項 目	担 当
第1 予防計画	総務課、施設所管課、福祉課
第2 応急対策計画	総務部、管財経理部、技術部、各部、電力事業者、電気通信事業者、長生土木事務所、東日本高速道路（株）

暴風による倒木等に起因する大規模停電を予防するとともに、大規模停電発生時の電力の早期復旧、重要施設の非常電源確保対策等を定める。

第1 予防計画

1. 倒木対策

町（施設所管課）は、町管理施設敷地内及び街路上の樹木について強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのあるものを調査し、当該樹木の伐採を推進する。

2. 非常電源の確保

町（施設所管課）は、大規模停電時にも災害対策や復旧の拠点のライフライン機能を維持するため、非常電源の整備、強化を推進する。

また、町（福祉課）は、要配慮者利用施設の入所者等の人命を確保するため、社会福祉施設等の非常電源の整備を促進する。

3. 被災者支援サービスの備え

町（総務課）は、大規模停電時の住民ニーズに対応した各種支援サービスの実施体制を整備する。

(1) 充電サービスの準備

停電が長期化した場合に避難所や公共施設において携帯電話等の充電サービスを実施するため、これらの施設に電源タップ等を備える。

(2) 熱中症対策

夏季の停電による熱中症対策として、避難所へのスポットクーラーや冷風扇等の配備を検討する。

4. 大規模停電を想定した家庭内備蓄の励行

町（総務課）は、停電の長期化を想定してLED ランタン、バッテリー、水、食料、燃料などを家庭内備蓄に加えるよう周知する。

第2 応急対策計画

1. 応急活動体制

町長（総務部）は、「大規模な停電が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき」と認めるときに災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。

また、状況に応じて経済産業省、県、電力事業者、電気通信事業者等に、連絡員の派遣を要請する。

その他状況に応じて、自衛隊の災害派遣要請を県に依頼する。

2. 情報収集・伝達

電力事業者は停電情報を収集し、停電の状況と復旧見込みを自治体と共有するとともに、ホームページ等で広報する。

電気通信事業者は通信障害の情報を収集し、現状と復旧見込みを町及び防災関係機関と共有するとともに、住民にホームページ等で広報する。

町（総務部、管財経理部）は、住民から提供された停電、通信障害や電柱等の被害情報を電力事業者、電気通信事業者と共有するとともに、停電情報、通信障害の広報に協力する。

道路管理者は、管理道路の被害や障害物の状況を町及び電力事業者、電気通信事業者と共有する。

3. 電源車等の運用

(1) 非常電源の稼働状況の把握

町（総務部）は、重要施設の非常電源整備状況リストに基づき、町内の各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を収集し、国、県、電力事業者と共有する。

また、非常電源の燃料が不足する場合は、経済産業省、県石油商業組合茂原支部に燃料補給を要請する。

(2) 電源車等の確保、運用

町（総務部）は、長時間停電となり、非常電源が不足する重要施設の機能維持のため、電力事業者への電源車の派遣要請により電源車等を確保し、当該施設に派遣する。なお停電が他市町村にも発生している場合は、県に電源車の派遣を要請する。

4. 電力の早期復旧

電力の早期復旧のため、電力事業者、電気通信事業者、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊等が連携した迅速な復旧を推進する。

(1) 復旧計画・体制確保

電力事業者、電気通信事業者は、町（総務部）があらかじめ提供した優先復旧重要施設リストに基づき、復旧計画を策定する。

〈優先復旧すべき重要施設〉

- | | |
|---|----------------------------|
| ア | 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設 |
| イ | 指定避難所として開設されている施設 |
| ウ | 災害対応の中核機能となる町災害対策本部が存在する施設 |
| エ | 水道施設をはじめとするライフライン施設 |

計画に当たっては、道路管理者と連携して被災道路の復旧及び道路障害物の除去と電力復旧を一体的に進めるよう調整する。

町（総務部）は、復旧作業に必要な土地や施設を電力事業者、電気通信事業者に提供する。

(2) 道路障害物の除去

電力事業者、電気通信事業者は、電力施設、電気通信施設の復旧作業のため通行する道路の障害物について道路管理者と協力して除去する。

町（総務部）は、自衛隊災害派遣部隊、災害協定団体等に、倒木等の障害物除去作業を要請する。

除去した障害物の移動先は道路管理者が指示し、必要に応じて災害対策基本法第76条の6により他人の土地を一時使用して仮置きする。

(3) 調整会議

電力事業者、電気通信事業者は、町（総務部）、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊、関係団体等と、復旧計画の進捗状況、今後の活動予定、復旧の課題等に関する調整会議に参加し、情報を共有する。

また、国、県が開催する調整会議とも連携し、情報連絡員を通じて情報を共有する。

5. 被災者支援

町（各部）は、停電が長期化した地区について住民のニーズを把握し、各種支援サービスを提供する。

(1) 充電サービスの提供

避難所や公共施設において携帯電話等の充電サービスを実施する。また、携帯電話等販売店に、充電サービスの提供を要請する。

(2) 入浴サービスの提供

公共施設の浴場やシャワー施設の開放サービスを実施する。また、浴場やシャワー施設を有する公共施設の管理者や災害協定団体等に、開放サービスの実施を要請する。

(3) 熱中症予防

夏季の停電による熱中症を予防するため、注意喚起や予防措置（水分補給、風通し等）を広報する。また、冷房を配備した避難所を利用するよう要配慮者等と呼びかける。

(4) 給水支援

町（各部）は断水時に水道の利用が可能な施設について、当該施設における水道の被災者への開放を検討する。また、関係機関に対して同様のサービスの提供を要請する。

